



2024年6月20日

各位

会社名 サン電子株式会社
 代表者名 代表取締役社長 内海 龍輔
 (コード番号 6736 東証スタンダード市場)
 問合せ先 代表取締役専務 木村 好己
 (電話 052-756-5981)

ヘバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー (Hebara Holdco II, L.P.) による
 当社株券に対する公開買付けに関する意見表明 (中立) のお知らせ

当社は、2024年6月20日開催の取締役会において、下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由により、ヘバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー (Hebara Holdco II, L.P.) (以下「公開買付者」といいます。) によって2024年6月10日に開始された当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に対して中立の立場をとること、及び、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要 (注1)

(1) 名	称	ヘバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー (Hebara Holdco II, L.P.)
(2) 所	在	地 アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューカッスルカウンティ、ウィルミントン、1209 オレンジストリート 19801 (1209 Orange Street, Wilmington, New Castle County, Delaware USA19801)
(3) 設	立	根 拠 等 公開買付者は、米国デラウェア州法に基づいて設立されたリミテッド・パートナーシップであるとのことです。
(4) 組	成	目 的 本公開買付けにより当社株式を取得及び所有することを主たる目的としているとのことです。
(5) 組	成	日 2024年3月28日
(6) 出	資	の 総 額 0円
(7) 出	資	者 の 概 要 True Wind Capital II, L.P. True Wind Capital II-A, L.P.
(8) 業	務	執 行 組 合 員 の 概 要
	名	称 True Wind Capital GP II, LLC
	所	在 地 アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューカッスルカウンティ、ウィルミントン、1209 オレンジストリート 19801 (1209 Orange Street, Wilmington, New Castle County, Delaware USA19801)
	役	員 の 役 職 ・ 氏 名 マネージングメンバー アダム H. クラマー マネージングメンバー ジェームズ H. グリーン、ジュニア

	出 資 の 総 額	0円
(9)	国内代理人の概要	
	名 称	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 新川 麻
	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
(10)	上場会社と公開買付者との関係	
	資 本 関 係	公開買付者は、2024年6月10日現在において、当社株式100株（所有割合（注2）：0.00%）を所有しているとのことです。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(11)	上場会社と業務執行組合員との関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(12)	上場会社と国内代理人との関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注1) 公開買付者に関する記載は、公開買付者が2024年6月10日に提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）に基づくものです。

(注2) 「所有割合」とは、(i) 当社が2024年5月14日に公表した「2024年3月期決算短信〔日本基準] (連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数(24,007,728株)に、(ii) 2024年5月22日現在の全ての新株予約権(第5回新株予約権81個(目的となる株式数:8,100株)、第6回新株予約権150個(目的となる株式数:15,000株)、第9回新株予約権4,664個(目的となる株式数:46,640株))の目的となる当社株式の数(69,740株)を加算した株式数(24,007,468株)から、(iii) 当社決算短信に記載された2024年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(1,769,277株)を控除した株式数(22,308,191株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金4,400円

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、2024年6月20日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由により、本公開買付けに対して中立の立場をとること、及び、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けに関する意見の根拠

公開買付者は、2024年6月10日、本公開買付けを開始いたしました。当社は、本公開買付けが開始されたことを受け、本公開買付届出書の内容を精査するとともに、当社が収集した本公開買付けに関する情報について、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上の観点から慎重に評価・検討を進めてまいりました。

その結果、当社は、2024年6月20日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致で、本公開買付けに対して中立の立場をとること、及び、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

② 本公開買付けに関する意見の理由

本公開買付け届出書によれば、True Wind (True Wind Capital Management L.P.により管理されているファンド並びに関係会社及び関連ファンドの総称をいいます。以下同じです。)は、本公開買付け後、当社の経営陣及び取締役会との建設的な対話を通じて、当社の中長期視点での潜在的な企業価値及び株式価値を最大化することに貢献することを目指しているとのことですが、当社は、現時点において、True Windが当社の中長期視点での潜在的な企業価値及び株式価値を最大化するためにどのような取組みが必要と考えているかについて、説明を受けておりません。そのため、当社は、現時点において、本公開買付けを通じて公開買付者が3,793,400株（所有割合：17.00%）から4,239,500株（所有割合：19.00%）の当社株式を取得することが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するものであると判断することはできず、本公開買付けに賛同することはできないと考えております。

一方で、当社は、以下の点を踏まえると、本公開買付けに対して積極的に反対の意見を表明するほどの理由も見出しがたいと考えております。

まず、本公開買付け届出書によれば、True Windは、当社の中長期的な企業価値及び株式価値の向上に向けた具体的な経営方針は、原則として当社の取締役会が最終的に決定するものであると考えていることから、本公開買付け届出書の提出日現在において、(i)本公開買付けの成立後に当社の支配権を取得すること（当社の現任の役員に再任に反対することを含む）、(ii)True Wind及び公開買付者を含む公開買付者グループから役員派遣を行うこと、(iii)臨時株主総会を招集したり、株主提案権を行使したりすることは、それぞれ予定していないとのこと。また、本公開買付け届出書によれば、True Windは、当社株式の市場価格は、当社の資産（具体的には、当社が所有するCellebrite DI Ltdの普通株式（以下「Cellebrite株式」））の価値に比して低い価格となっていると考えており、本公開買付けが成立し、公開買付者が一定数量の当社株式を所有するに至った場合には、当社の経営陣及び取締役会において、かかる問題により高い関心を持ち、真摯に検討を行うことを強く期待しているとのことですが、一方で、現時点において、この点に関連して何らかの具体的な提案を行う予定はないとのこと。これらを踏まえると、当社は、公開買付者が3,793,400株（所有割合：17.00%）から4,239,500株（所有割合：19.00%）の当社株式を所有していることが、当社が中長期的な企業価値及び株式価値の向上に向けた具体的な施策（当社株式の市場時価総額が、当社が所有するCellebrite株式の市場株価よりも大幅に低いという問題の解消に向けた施策を含みます。）を実行していくにあたって支障となる可能性は高くないと考えております。

また、本公開買付け届出書によれば、公開買付者は、当社が2023年6月26日付で提出した第52期有価証券報告書（以下「当社有価証券報告書」といいます。）及び当社が2023年11月14日付で提出した「第53期第2四半期報告書」（以下「当社第2四半期報告書」といいます。）に基づき、2024年3月31日現在の当社の流通株式数を12,488,380株と認識した上で、かかる認識を前提として、本公開買付けによって公開買付者が買付予定数の上限（4,239,500株）に相当する数の流通株式を買い付けたと仮定すると、当社の流通株式比率は34.36%、流通株式時価総額は230億8,734万5,366円となり、いずれも株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場の上場維持基準（流通株式比率：25%、流通株式時価総額：10億円）を上回る水準となると考えているとのこと。2024年3月31日現在の当社の流通株式数に係る公開買付者の認識は当社の認識と一致しております。また、当社は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けを通じて公開買付者が当社株式を取得することによる流通株式数の減少の他にも、公開買付者が当社の大株主となったことを受けて当社の流通株式数に一定の変動が生じることは想定されるものの、現時点においては、本公開買付けにより、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に抵触することが現実的に見込まれる状況が発生する可能性は高くないと考えております。

以上から、当社は、本公開買付けに賛同することはできないものの、本公開買付けに積極的に反対の意見を表明する理由も見出しがたいと考えられることから、本公開買付けに対して中立の立場をとることといたしました。

また、当社は、(i) 当社株式の市場株価は、本公開買付けが開始された 2024 年 6 月 10 日、その前営業日である同月 7 日の東京証券取引所スタンダード市場における終値 (3,690 円) から大幅に上昇してストップ高となり、その後、同月 18 日までの 6 営業日の終値は一貫して本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格 (4,400 円) を上回る水準で推移していること、(ii) 本公開買付けの成立後も当社株式の上場は維持される予定であるところ、当社の株主の皆様としては本公開買付けの成立後も当社株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められると考えられることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることといたしました。

(3) 算定に関する事項

該当事項はありません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、2024 年 6 月 10 日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本公開買付届出書によれば、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、買付予定数の上限を 4,239,500 株として本公開買付けを実施することです。そのため、本公開買付け後に公開買付者が所有する当社株式の所有割合は最大で 19.00%にとどまり、本公開買付け後も当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における上場は維持される予定であるとのことです。

なお、本公開買付届出書によれば、公開買付者は、本公開買付けにより当社を上場廃止する意図はなく、当社株式の流通株式比率（注 1）及び流通株式時価総額（注 2）を踏まえて、上場廃止基準（流通株式比率 25%未満及び流通株式時価総額 10 億円未満）に抵触しないように配慮した買付予定数を設定しているとのことです。

（注 1）本公開買付届出書によれば、公開買付者としては、当社有価証券報告書及び当社第 2 四半期報告書を踏まえて、2024 年 3 月 31 日時点の当社の流通株式比率を 52.02%と考えており、その場合、公開買付者が買付予定数の上限（4,239,500 株）に相当する数の流通株式を買付けたと仮定すると、当社の流通株式比率は 34.36%となるとのことです。

（注 2）本公開買付届出書によれば、公開買付者としては、当社有価証券報告書及び当社第 2 四半期報告書を踏まえて、2024 年 3 月 31 日時点の当社の流動株式時価総額を 349 億 5,347 万 7,014 円と考えており、その場合、公開買付者が買付予定数の上限（4,239,500 株）に相当する数の流通株式を買付けたと仮定すると、当社の流通株式時価総額は 230 億 8,734 万 5,366 円となるとのことです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）

本公開買付届出書によれば、公開買付者は、現時点では、本公開買付け成立後に、当社株式を追加取得する予定はないとのことです。

(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

該当事項はありません。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付届出書によれば、該当事項はないとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けに関する意見の理由」、「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

(2) 今後の業績の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響につきましては、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上